

熊本県電子情報保全対策基本方針

熊本県

(平成14年3月制定 情報企画課)

(平成17年6月改定)

(平成20年3月改定)

(平成27年11月改定)

(令和4年8月改定)

(令和7年11月改定)

(令和8年3月改定)

熊本県電子情報保全対策基本方針

目次

第1	目的.....	2
第2	定義.....	2
第3	対象とする脅威.....	3
第4	適用範囲.....	3
第5	職員等の遵守義務.....	3
第6	情報セキュリティ対策.....	3
第7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施.....	4
第8	情報セキュリティポリシーの見直し.....	5
第9	電子情報保全対策要項の策定.....	5
第10	電子情報保全対策実施要領の策定.....	5

第1 目的

本県の各情報システムが取り扱う情報資産には、県民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報資産などがあり、これらの資産が脅威にさらされた場合、極めて重大な結果を招くものである。したがって、様々な脅威から情報システム等を防御することは、県民の財産とプライバシーなどを守ることになるとともに、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが県行政に対する県民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

こういったことから、本県の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

1 ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(1) ハードウェア

電子的な回路などにより構成され、情報処理を行う機器

(2) ソフトウェア

ハードウェアに一定単位の情報処理を指示するために作成された、動作制御の手順の総称

2 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

3 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

4 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び電子情報保全対策要項をいう。

5 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

6 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

7 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

8 マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

9 L G W A N 接続系

L G W A N に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

10 インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

11 通信経路の分割

L G W A N 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

12 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4 適用範囲

1 適用機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、知事部局、議会、各行政委員（会）、各行政委員（会）事務局、企業局、病院局、警察本部及び県立学校とする。ただし、警察本部及び県立学校については、知事部局が運用する情報システムを利用する所属のみとする。

2 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第5 職員等の遵守義務

本県の保有する情報資産に関する業務に携わるすべての職員（非常勤職員、会計年度任用職員、臨時職員、交流職員、研修生等を含む。以下「職員等」という。）は、情報セキュリティ対策の重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーで規定するもののほか、関係する法令等を遵守しなければならない。

第6 情報セキュリティ対策

上記第3で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本県の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本県の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

② LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信等必要な対策を実施する。

③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セ

セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

第9 電子情報保全対策要項の策定

上記第6、7及び第8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める電子情報保全対策要項を策定する。

第10 電子情報保全対策実施要領の策定

電子情報保全対策要項に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた電子情報保全対策実施要領を策定する。

なお、電子情報保全対策要項及び電子情報保全対策実施要領は、公にすることにより本県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。